



文化会館のホワイエを利用しませんか

皆さんが普段大ホールの待ち時間及び休憩所として使用していますホワイエを、ジャンルを問わず開放します。

利 用 方 法	許 可 条 件	使 用 料 金
1. 場所指定があります。	・ピアノを使用する場合ピアノの移動は主催者側で行ってください。(調律も含まれます。) ・練習室は他団体が入る可能性があります。	練習室1の使用料金を適用します。
2. 大ホール・展示ホールの利用がない曜日・時間を使用することとなります。		附属設備を使用する場合は別途料金がかかります。
3. 申請期間は3ヶ月から7日前とします。		
4. 控室としての利用は練習室1とします。		

○展示ホールを利用する場合は、団体に限り、ホワイエとの同時利用が可能です。(展示ホールの利用料金はかかります。)

※平成24年4月分から申請出来ます。

問い合わせ 燕市文化会館（総合文化センター内）0256-63-7002